

委員会審査

総務常任委員会

質疑 補正予算で債務負担行為を設定したシティギャラリー防災システムの内容は。

答弁 防災システムとは、建物を火災から守るために必要な消火や警報、避難等の設備で、今回シティギャラリーにおいて更新するのは、これらの設備を一体的に制御する機器である。



高崎シティギャラリー

市民経済常任委員会

質疑 購入予定の小型バスを使用する路線と、入れ替え対象の車両の使用年数、走行距離は。

答弁 市内循環バス「ぐるりん」の大八木線での使用を予定している。入れ替え対象の車両は購入から17年が経過しており、総走行距離は令和6年3月末現在で106万キロメートルである。

質疑 職場環境改善事業補助金とまちなか商店リニューアル助成事業の効果は。

答弁 対象の工事や備品購入は市内事業者に限定しており、市内経済の活性化につながっている。

子育て支援・定住人口増加対策特別委員会

質疑 次世代育成支援対策設備整備交付金を返還する理由は。

答弁 この交付金は工事の入札前に申請する必要があり、昨年度国から概算払いで交付を受けていたが、入札後の差額と実際の工事の出来高により交付額に変更が生じたため返還するものである。

都市集客施設整備特別委員会

質疑 増額補正して処分する地中埋設物によって工事への影響はあるのか。

答弁 掘削工事の中で出てきた埋設物の処理によって新たな工程が生じ、工事に若干の遅れはあるが、現時点では計画通り令和7年3月末の竣工を目指している。

各常任委員会および各特別委員会において、付託された議案などを審査しました。

質疑、答弁の一部を掲載します。

教育福祉常任委員会

質疑 保育所等の職員配置基準の条例改正の内容と、本市における影響は。

答弁 各条例において、3歳児における保育士1人が担える児童数を20人から15人に、4・5歳児における保育士1人が担える児童数を30人から25人に改めるものである。

本市での影響については、公立保育所では21施設中10施設、私立の施設では85施設中50施設ほどで必要保育士が増えることになる。

建設水道常任委員会

質疑 布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件緩和の内容は。

答弁 布設工事監督者の学歴・学科要件が今まで土木工学科しか認められなかったものが、機械工学科、電気工学科等も含むこととされたほか、技術上の実務経験年数の規定が改められた。また、1級土木施工管理技士も布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件として追加される。要件の緩和により適切な人員を確保し、水道整備・管理行政の機能強化に当たれるようにする。

環境施設建設特別委員会

質疑 高浜クリーンセンター建設事業の全体の進捗状況と今後の予定は。

答弁 工事全体の進捗率は、令和6年5月末現在で、87%である。9月には焼却炉の火入れ式、10月頃から各種機器の試運転等を開始し、施設完成後の令和7年2月に竣工式を予定している。

特別委員会の委員が変更になりました

■防災・危機管理対策特別委員会

委員長 逆瀬川 義久

副委員長 松本 賢一

委員 後閑 賢二

■環境施設建設特別委員会

委員 新保 克佳



子ども誰でも通園制度

保護者の就労に係わらず保育を利用できるように、国が2026年度からの本格導入を予定している制度。本市では、令和6年度から試行事業として「子ども誰でも通園事業」を実施しており（令和7年度以降は未定）、保護者の就労などの要件を問わず、幼稚園や保育所等に通っていない生後6カ月～満3歳未満の子どもを対象に、特定の施設において月10時間を上限に受け入れている。

子ども誰でも通園事業

生活保護行政



伊藤敦博
日本共産党



質問 子ども誰でも通園制度における保育の安全性について、本市が果たす責任は。

答弁 事業の実施主体は市であることから、市が責任を持って設備や職員配置等の基準が遵守されているかの確認を行う。なお、現時点では実施施設で保育を担う職員全員が保育士資格者となっている。

質問 生活保護における自動車の保有やエアコンの設置、修繕、買い替えの条件について、本市の判断基準は。

答弁 生活保護は最低限度の生活の維持のために行われ、自動車は資産に該当するため原則として保有が認められないが、被保護者の心身の状況、移動手段等を総合的に勘案し、個別に判断している。エアコンの設置等については、保護開始時や転居した際等、一定の要件を満たす場合に、被保護者の身体状況等を総合的に勘案し、扶助を行っている。

請願・陳情とは

市政についての要望などを、どなたでも請願書・陳情書として市議会に提出することができます。

請願は所管の委員会で審査し、本会議で議決します。

陳情は本会議の際、議場で陳情書の写しを配付します。

請願には市議会議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。

請願書や陳情書は、いつでも提出できますが、概ね各定例会の告示日に締切りを設けています。

請願・陳情のご案内

作成上の注意

請願（陳情）書は、日本語で件名、趣旨、請願（陳情）事項、提出年月日、住所を記載し、氏名については署名または記名押印をしてください。また、件名、趣旨は簡潔にわかりやすく記載し、場所の表示が必要な場合は地図等を添付してください。

※請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を定め「ほか〇人」と表示し、署名または記名押印をして、必ず代表者以外の署名または記名押印をした署名簿も添付してください。

なお、請願（陳情）者の住所、氏名は、一般に公開されます。

【様式例】

提出年月日

(あて先)
高崎市議会議長

請願（陳情）者（代表）
住所
氏名

(ほか〇人) ※
紹介議員
(陳情には必要ありません。)

〇〇〇に関する（を求める）請願（陳情）

請願（陳情）趣旨

請願（陳情）事項

